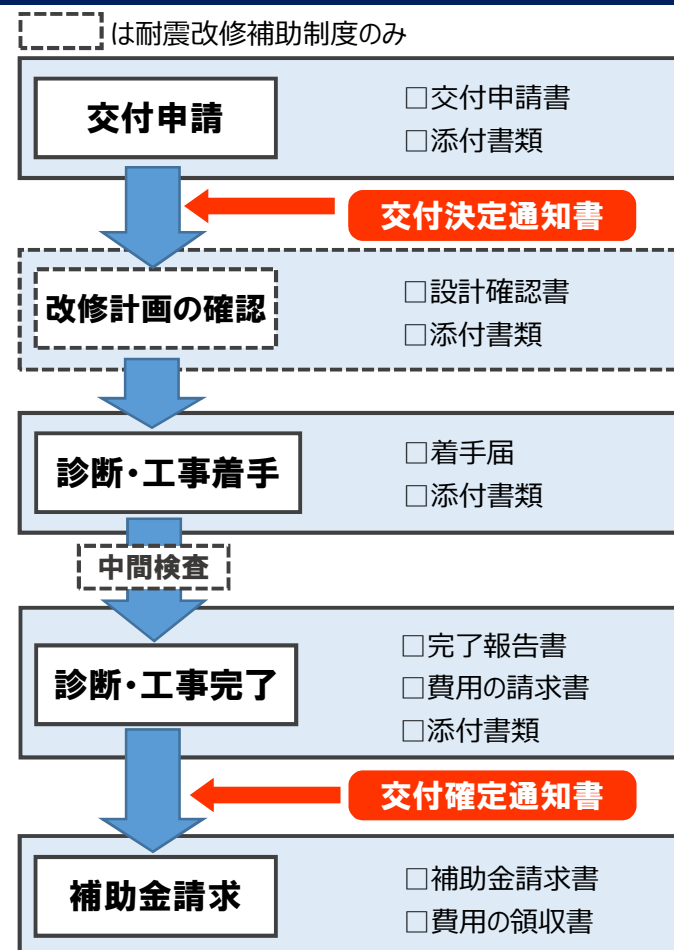
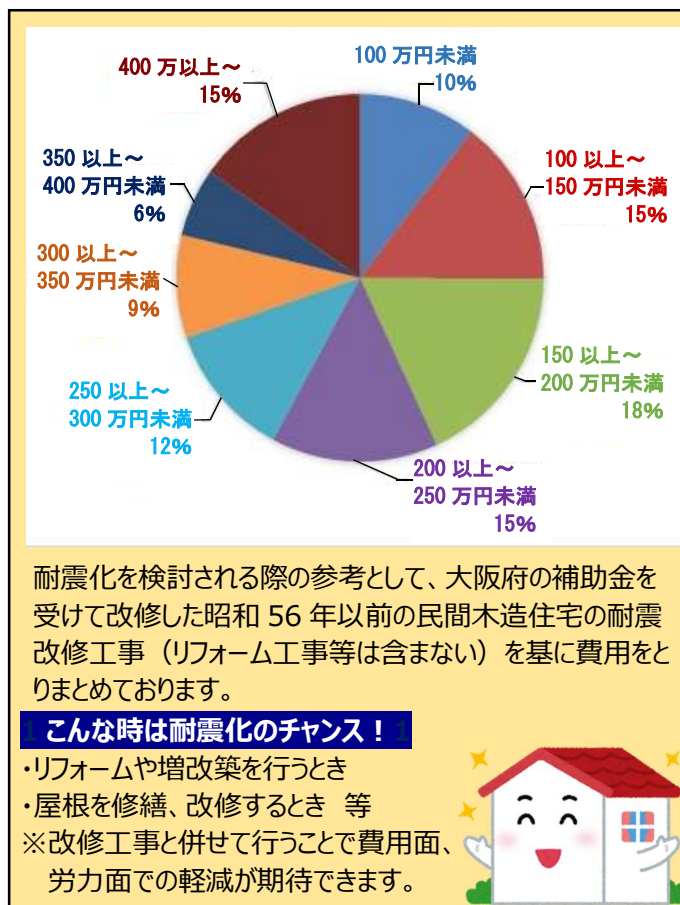


手続きの流れ



※各補助制度に関する添付書類は都市開発課へお問い合わせください

耐震改修工事の費用



出典：大阪府HP

知らなかった ではすまされない…

補助金を活用して、まずは耐震診断を！



柏原市 木造住宅耐震補助制度のご案内

耐震補助制度の内容について
柏原市都市開発課HP

柏原市 耐震補助制度

検索

住まいの耐震対策について
大阪府震災対策推進協議会HP

大阪府 耐震推進

検索



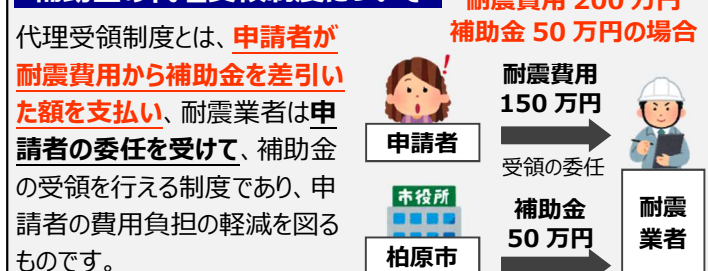
ブロック塀撤去の補助制度もあります

柏原市都市開発課

注意事項

- 補助金の申請前に着手した場合は、補助金の交付ができません。（申請後の受付処理に1週間程度かかります。）
- 補助金の交付に際しては、申請年度の3月15日までに、耐震診断または耐震改修工事が終了し完了報告を行う必要があります。
- その他の補助条件がありますので、着手前に都市開発課へご連絡をお願いします。

補助金の代理受領制度について



耐震に係る税の特例措置（上部構造評点1.0以上に改修した場合）

所得税の特別控除

耐震改修費用に対する一定の金額分が所得税額から控除されます。
詳しくは八尾税務署にお問い合わせください。

八尾税務署 電話：072-922-1251

固定資産税の特別控除

要件を満たす耐震改修を行った場合、住宅の固定資産税（面積上限あり）が一定期間1/2に減額されます。
詳しくは柏原市役所 課税課にお問い合わせください。

柏原市 課税課 電話：072-972-6243

その他

耐震改修に係る点検商法や
契約トラブルに関する相談は

柏原市消費生活センター 電話：072-972-1554



お問い合わせ

柏原市 都市デザイン部 都市開発課
電話：072-972-1593（直通） F A X：072-972-1541
〒582-8555 柏原市安堂町1-55 柏原市役所 別館2階

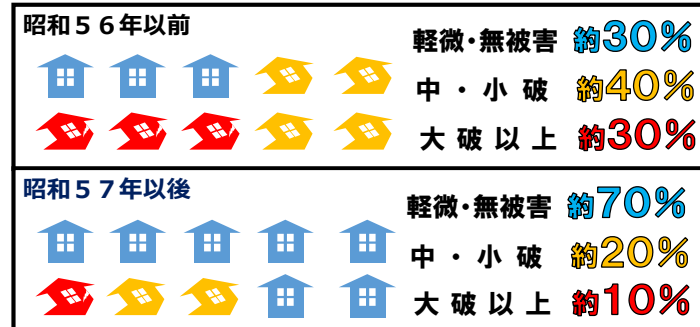
なぜ、耐震化が必要？

柏原市内では、南海トラフ地震や上町断層帯、生駒断層帯による地震など、甚大な被害をもたらす大地震の危険性が指摘されています。いつ、どこで発生するか分からない地震に備え、過去の教訓を生かして対策を講じておくことが大切です。

昭和56年以前の建物に被害が集中

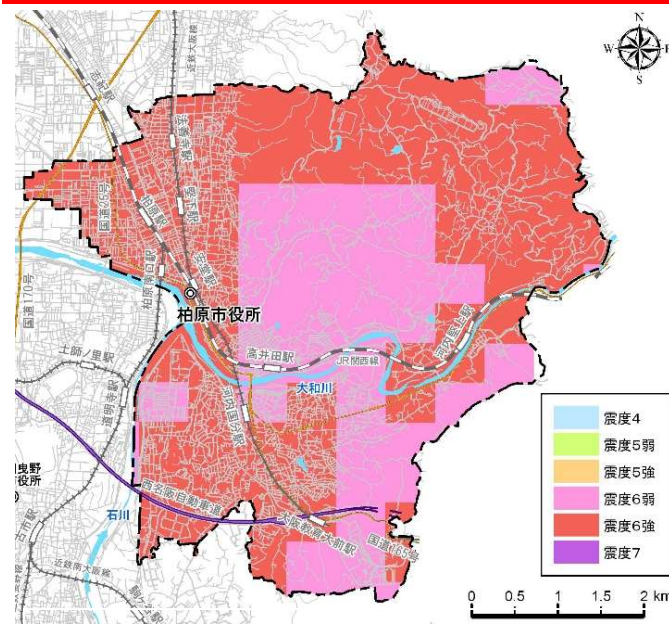
昭和56年6月に建築基準法が改正されました。それ以前の建物は耐震性能が低いことが表れています。

阪神・淡路大震災による建築物等に係る被害



出典：平成7年阪神淡路大震災建築震災調査委員会中間報告（国土交通省HP）

生駒断層帯地震の震度分布図



出典：「大阪府地震災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」

柏原市地震防災マップ

検索

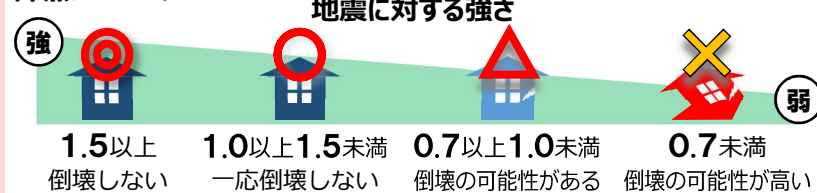
住まいの耐震化の流れ

STEP 1

耐震診断

耐震診断は、建物を主に目視で調査し、大規模地震に対する安全性を、『**評点**』という数値で評価します。その他「地盤・基礎」、腐朽やシロアリ被害も調査します。

評点について



STEP 2

耐震改修設計

- 信頼できる耐震改修設計者（建築士等）を決めましょう。
- 改修後の**建物の強さ(評点)**を決めましょう。
- 予算に合わせた工事内容で図面・仕様書などの耐震改修設計書を作成してもらいましょう。
- 納得のいく業者に工事見積を依頼し、内容を確認しましょう。

※工事変更のときに協議しやすいように、工事見積は一式の金額ではなく、詳細な数量が確認できる見積書にしましょう。

引っ越しの有無、過去の実例もあわせて確認しましょう。

費用の参考については裏面を！

STEP 3

耐震改修工事

- 工事にあたって、**工事契約書**を交わしましょう。（工事契約書の中に、図面・仕様書・工事見積書が含まれているか確認しましょう。）
※**契約内容を確認しておかないとトラブルの原因になります。**
- 工事中は**打ち合わせ**や**工事状況の記録**をしましょう。
- 工事完了後、所有者、施工者、耐震改修設計者立合いのうえ完了検査を行います。

リフォームにあわせた耐震改修も有効です
また、**除却**という選択肢もあります。

木造住宅の耐震補助制度

～昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅への補助制度～

受付期間

4月～12月

耐震診断

耐震診断費用の一部が最大5万円補助されます

補助金額 下記のいずれか低い金額

- 補助限度額：5万円
- 床面積×1,100円/㎡で算出した金額
- 耐震診断に要した費用

補助条件

- 現に居住またはこれから居住しようとしている
- 建物の所有者である

耐震診断技術者も紹介します

- 耐震診断のやり方がわからない
- 耐震診断してくれる業者の知合いがない
- リフォームのついでに耐震もしてみたい

市役所へ耐震診断補助の申請と併せてご依頼いただければ診断士のご紹介が出来ます!!

耐震費用の代理受領もできます！（裏面へ）

耐震改修設計・改修工事

耐震改修設計+耐震改修工事費用の一部が最大85万円補助されます

補助金額 **ア + イ** それぞれの金額の合計

※ア・イの単独での利用はできません。

ア：耐震改修設計 下記のいずれか低い金額

- 補助限度額：10万円
 - 耐震改修設計費用の7割
- ※耐震シェルターには耐震改修設計の補助金は適用されません

イ：耐震改修工事 下記のいずれか低い金額

- 補助限度額：50万円(所得により75万円)
- 耐震改修工事費用の8割

補助条件 1

- 現に居住またはこれから居住しようとしている
- 建物を所有する個人である
- 建物が道路に突出し防災上支障となっていない
- 課税所得金額が507万円未満である
- 固定資産税・都市計画税を滞納していない

補助条件 2

耐震診断結果の評点が0.7～1.0未満で、下のA～Dいずれかに耐震改修する計画である

A	改修前 1.0 未満 改修後 1.0 以上
B	改修前 1.0 未満 改修後 1.0 以上
C	改修前 0.7 未満 改修後 0.7 以上
D	一部の部屋において、公的機関で性能が確認された耐震シェルターを設置する計画

木造住宅の除却費用の一部が最大20万円補助されます

補助金額 下記のいずれか低い金額

- 補助限度額：20万円
※共同(長屋)住宅の場合：40万円/棟
- 除却工事に要する費用の5割
- 床面積×34,100円×0.23で算出した金額

補助条件

- 耐震改修補助金を受けていない
- 建物の所有者が個人である（法人でない）

- 課税所得金額が507万円未満である
- 固定資産税・都市計画税を滞納していない
- 建設業の許可等を受けた解体業者に委託して行う工事
- 下記の耐震診断をして所定の数値を下回る建物

A	耐震技術者による耐震診断	0.7未満
B	自分で行う「誰でもできるわが家の耐震診断」(日本建築防災協会)	7未満

誰でもできるわが家の耐震診断

検索